

明治前期、司法官任用制の一断面

——明治十年、広島裁判所の場合——

加藤 高

- 一 問題の提起
- 二 明治五（一八七二）年司法省達（六月十二日）から同八年司法省達第三号へ
- 三 明治八・九年の司法改革と内政改革
- 四 明治十年広島裁判所の発足と人的構成
- 五 小 括

一 問題の提起

筆者は現在、共同研究の形で、広島地方裁判所々蔵の明治初年代の民事判決原本に相当する文書および民事事件簿に相当する訴状受取録などの裁判記録の調査を進めている。⁽¹⁾ これら現在調査中の記録等は、明治五年から同九年のものである。明治九年から同十年の間に、広島県庁の刑事事裁判事務が新設の広島裁判所に引渡された事が明らかであるから、⁽²⁾ 明治九年

迄は広島県裁判所（聴訟課の改稱）したがって広島県職員の中で、裁判事務担当職員が、当時の広島県令等そしてのちに県七等出仕で裁判事務専掌の兼任判事を頂点に、年々増加の傾向にあった民事訴訟事件を、少人数で精力的に取扱っていたようであり、この時期の民事裁判の実情を探り、その特色を明らかにすることはそれ自体興味深い課題であると思っている。しかしその点は別の機会に譲るとして、本稿ではこの明治初年代とくに明治五年頃から同二十年代頃にかけて司法官（判事・検事）はどのようにして任用・育成されていたのか、という事を問題にして見たいと思っている。なぜならば先に少し触れたように、裁判所に関しては、明治五年頃から、全国各府県に、徐々にではあるが設置され、ことに明治八（一八七六）年五月には大審院・諸裁判所の職制章程が定められ、以後次第に府県裁判所が開設されたが、同九年九月には、全国諸県の統廃合をまつて、府県裁判所を地方裁判所に改置し、ここに一挙にそして初めて裁判所網が全国的に配置されたことになる。問題は裁判所組織はこのように整備されたが、そこに配置されるべき司法官（本稿では専ら、判事を中心として考える）はどのようにして任用・育成していったのか、という点である。裁判官の養成には司法省も早くからその必要を考えていた事から、明治五（一八七二）年、司法省明法寮に法学校を開き、生徒二十七名が募集されたが、同九年七月には司法省法学校正則第一期生として卒業³している。しかしこの明治九年頃には新しい欧米の法律学を学び、近代法の知識素養を身に付けた法学士は他には居なかつたから、これらの人々が司法官となつたとしても微々たる数でしかない。また明治十（一八七七）年四月に漸く開成・医学の二校を合して東京大学と改稱されたが、当初、法学については少数の卒業生を出す程度と思われる。参考までに明治十年代私立法律学校の開校ないし開設状況を日本史年表⁴により年代順に見ると、明治十三（一八八〇）年九月十二日東京法学社（法政大学の源流）開校、同年九月十六日専修学校設立（専修大学の前身）、同年十二月八日明治法律学校設立（明治大学の前身）、明治十五年（一八八二）年十月二十一日東京専門学

校開校式（早稲田大学の前身）、明治十八年（一八八五）年九月十日英吉利法律学校開校（中央大学の前身）、同十九年十一月四日関西法律学校創立（関西大学の前身）そして明治二十三（一八九〇）年九月二十一日、日本法律学校開校（後の日本大学）とある。いずれも明治十年頃には私立の法学校は存在しなかった。このような時代状況の下で、近代的な裁判所という器（うつわ）に盛りこむべき司法官はどのように任用され、育成されていったのか、を探るのが本稿の目的である。ここであらかじめ諒解を得ておかなければならないことがある。それは先ず判事の任用制度を念頭に置いて考察するものであるが、時代区分としては、司法省設置後、しかも明治五年頃から以後につき、関係法令を見て行くものであり、明治二十年勅令の高等文官試験規則制定までを考察の対象としている点である。即ちこの明治二十年頃には漸く司法官を志す法学士も増えており、それ程、司法官の任用・育成に配慮する必要がなくなつたとの判断を司法省が下したと思われるからである。「判事」という官職名の沿革について本稿では触れない⁽⁵⁾。結局、本稿では判事任用制度につき、明治五年から明治十七年における関係法令を涉猟し、当該制度の沿革の一端に触れようとすると過ぎない。本稿の執筆を思い立った動機はやや不純である。当初は広島県裁判所の続稿を完結すべく、調査資料を整理・検討している内に、司法省へ転出していった広島県官員の動向に関心をもち、調査を重ねた。その結果判事補・検事補であった者が、明治十七年十二月の判事登用規則以前、すでに判事・検事として裁判活動に従事していた事が明らかとなった。そのような事例に接した結果、明治初年代から、ある人を司法官に任用するにはどのような選考の仕方が採られていたのかを明らかにする必要があると考えたが、それが本稿執筆の契機となっている。性来遅筆の筆者であるが最近持病を重ねるようになったため、十分な準備もできぬまま、まことに貧弱な内容となつてしまったことを山本敬三先生に心からお詫びする。これまで公私にわたり、筆者に対しては変わらぬ御厚情を以て接して頂いた事に深謝し、併せて御健康を念じて本稿を山本敬三先生に呈する次第である。

(1) 広島地方裁判所々蔵の民事裁判記録等を関係各位の御理解を得て、現在、広島大学法学部の紺谷浩司教授と共に調査を行っている。未完であるがその成果の一部は修道法学二十二卷二号に「明治初年代・府県裁判所異聞―広島県裁判所を中心に―」として掲載した。

(2) 明治九年九月十二日に府県裁判所を改め、地方裁判所設置となった結果、全国的に裁判事務の引き渡しが行われたと思われる。たとえば島根県においても島根県裁判所(元島根県聴訟課)七等判事星野輝賢から松江裁判所長六等判事河口定義に対して裁判事務が同年十一月末から同十年一月頃までに引き渡されている(現在島根県庁にはその時の松江裁判所側の事務受取書が保存されており、近く筆者らが紹介する予定である)。しかし広島県の場合、実際に広島裁判所に裁判事務が引渡されるには明治十年六月十一日迄待たなければならなかった。「公文録・明治十年自六月至十月・府県之部」によれば、明治十年六月十一日付で、広島県令藤井勉三が右大臣岩倉具視に宛てて提出した届書において、「広島裁判所本日開庁」に付き、当県裁判事務引渡しに及んだ旨が載っている。

(3) 加太邦憲著「自歴譜」岩波文庫版・一一五頁参照。

(4) ここでは歴史学研究会編「新版日本史年表」一九八四年・岩波書店刊から引用した。

(5) この点については取りあえず尾佐竹猛「明治警察裁判史」大正十五年刊・一六三頁以下参照。明治元年頃から暫くの間の判事は行政官名であったこと、別に当時使用されていた例えば兵庫裁判所判事伊藤俊輔(博文)も、兵庫県知事のことであるとされている(同書一六四頁)。

二 明治五(一八七二)年六月十二日司法省(無号)達から同八(一八七五)年二月十二日

司法省達第三号へ。

明治四年七月、司法省設置当初より、すでに省内には、権^(こん)大判事に松本暢、玉乃世履の二名を筆頭に、中判事二名、権

中判事十名（この中に箕作麟祥の名が見える）、少判事七名、権少判事八名（解部は略）という人数の大中少判事がそろっていたが、この年八月二十七日、司法省より伺いが出されている。今後多数の司法官の至急の育成が必要となるため、明法寮をたて、法律有志の生徒を集めてその成業を督責し、追々選挙をもつて諸方に分遣したい旨の伺い出であり、これにもとづき、司法省に翌五年九月二十七日、明法寮が置かれた。⁽⁷⁾そして明治五年八月三日太政官達で「司法職務定制」が制定され、その結果、全国各府県に、徐々にはあるが府県裁判所が設置されることになる。即ち同年八月に神奈川以下十一県、九月に兵庫県、十一月に京都府および大阪府に府県裁判所が設けられた。⁽⁸⁾なお東京府の聴訟断獄事務は明治四年十二月二十七日、司法省に接收され、東京裁判所と稱している。⁽⁹⁾そしてこれらの場合、府県聴訟課の聴訟断獄事務つまり民事刑事裁判事務に関与していた官員も、多くは司法省官員に転任していったと見られている。⁽¹⁰⁾この時期、司法省内において、有能な人材を各方面に物色していたものと思われるが、明治五年六月十二日には省内各課局へ向けて、つぎのような達しが廻されていたことが注目される。それは官員の登用につき、然るべき見込の者つまり能力があると思われる人物がいるならば、別紙の通りの様式で「撰挙」を申し出るべきことというものである。この達しでは司法官とは明記していないが、当然それらをも含んでいると考へても差支えないと思われる。以下全文を参考までに載せる。⁽¹¹⁾

「六月十二日 各課局へ

官員登用之儀ニ付可然見込之者有之候ハ、別紙之通相認撰挙可申出候也。但従前撰挙申出候分改而本文同様タルヘキ事

(別紙)

本貫何族屬

見込何等 当時住所官職業

明治前期、司法官任用制の一断面（加藤）

何某

干支年令

右其性行履歴之概略ヨリ其学識才能ノ所長ヲ記スベシ

干支年月

撰挙人

何某

以上の達して「撰挙」という用語は、現在風に言えば推薦の意に相当するのであるか。要は推薦を受けた人物を上層の者がなんらかの形で選考し、召命を決定するという仕組みで司法省へ任用していたと思われるが、官位の高い「撰挙人」により撰挙を申し出られた場合、「学識才能」のみで任用が決定されたかまでは筆者には未知である。ところでこの達しの結果、予想以上に撰挙人からの撰挙の申し出があったのか、司法省では翌明治六年五月二日番外達でそれに対する一定の制限策を講じている。その要旨は、撰挙状を各人の見込で欠員の有無にかかわらず差出してきたが、今後は欠員が有るか、新置の官がある時を待つて「衆議」つまり会議で決するから、そのような場合に「撰挙」を差出すべきことという意であろうか。文意必ずしも明らかではないため正確は期し難い。以下に達全文を参考として引用する。⁽¹²⁾

「○番外(五月二日)(達)

官員登庸之儀ニ付、可然者撰挙可申出旨、先般相達、爾来各人見込ヲ以、欠員有無等ニ不拘撰挙状差出来候処、今後欠員有之歟又ハ新置官有之節時アツテ衆議ヲ可待候条、其節例ニ準シ撰挙状可差出事」

このように司法省が任用する場合、当時は推選人の推薦状に基づき、おそらくは面接等で人物の性行学識を確かめた上で、会議体で任用していたのではないか。司法官の任用についても同じような方式で行っていたとの推測も成り立ち得ないではなからう。

ところで明治五年以後、司法制度は、裁判所組織を含めて、次第に改革・整備されていく。同八（一八七五）年五月には大審院以下諸裁判所の職制章程が定められるなど、ほぼこの時期には裁判所制度としては一応整うに至ったように見える。しかし裁判所を担うべき司法官の確保について、この時期どのような方策が打ち出されたか。この点、明治五年代とは確かに異なった新しい試験方式を採用している点が注目される。即ち同八年二月十二日に司法省達第三号が制定された⁽¹³⁾が、全五条から成る。各条項を参考までに紹介するが、内容をあらかじめ摘記すると、第一条では、まず「撰状」（推薦状に相当する意か「筆者」）を調べたのち、当人と面接し、その志望理由を問う。その点が明白であれば、次ぎにその「枝」（能力の意か「筆者」）の程度を試験する。第二条では志望が聴訟（民事）にある者には、既に落着した事件と他の例案を示してその裁案（判決言渡案）を作らせる。志望が断獄（刑事）にある者は、既往の事件と他の例案とを示してその断案を撰せしめる。断刑・明法・書記・会計においてもこれに準ずる。これは要するに実際の能力を試すもので志望するところに反していないかを見る為であるとする。第三条は試験時間を定め、試験内容の難易により一時間あるいは二時間とする、それを過ぎる者は不採用とする。第四条は、試験時間中の不正行為について定めたものと思われる。第五条は、試験終了後、志望の確かなことを問う誓約書を提出させる。拒否すれば採用せずとし、最後に一旦省務に従事すれば、遠隔地ないし在勤を以て苦情を述べることはできない、といった事を定めている。この司法省達は当時の「各地方裁判所」に宛てたものであるが、明治八年二月と云えば、未だ明治五年の司法職務定制に基づいて開設されていたきわめて少数の府県

裁判所か区裁判所しか無かつたのであり、しかもなぜこの時期に「各地方裁判所」として、司法省達が出されたかは確め得ないでいる。しかしいずれにせよ、司法省がこの達で、本格的に能力主義を採用し、裁判実務に直ちに役立つ有能な人材を登用すべく試験方式をとり入れたことに注目してよい。司法沿革誌は、明治八年一月の項で、この達に僅かに触れている（なおこの司法省達は、つぎの第八号達と共に後年即ち明治十七（一八八四）年十二月二十六日の太政官達第百二号（判事登用規則（官報第四五一号）で一新され、同二十（一八八七）年七月二十三日の勅令第三十七号（文官試験試補及見習規則（官報第一二二二号）の公布により消滅することに成る）。

「司法省」達第三号（二月十二日）

官員撰挙之儀ニ付、今般別紙之通試験方法設ケ候ニ付、以来各裁判所ニ於テ欠員等有之撰挙申立候節者右方法ニ照シ、試験状相添可差出候条、此旨相達置候事

（別紙）

第一条 凡ソ人ヲ挙ケ官ニ任セントスルニハ先ツソノ撰状ニ就ヒテ之レヲ檢シ、然ル後ニ其人ヲ出タシ首ニ其志ノ在ル所口ヲ問フ。志サス所既ニ明カニシテ乃チ其枝ノ至ル所口何如シヲ試ム。

第二条 其志サシ果シテ聴訟ニ在ル者ハ即チ本課ニツイテ其既ニ落着セシ所口ノ一事ト他ノ例案トヲ取リテ之ヲ示シ其裁案ヲ作ラシメ、其志サシ果シテ断獄ニ在ル者ハ亦タ本課ニ就ヒテ其既往ノ一件ト他ノ例案トヲ取リテ之レカ断案ヲ擬セシム。其或ハ断刑ニ於ケル明法ニ於ケル書記及會計等ニ於ケル亦之レニ準ス。之レヲ要スルニ實際ニ就ヒテ其能否ヲ試ミ、其果シテ志サス所ニ背カサルヤ否ヲ檢スルニアリ。

第三条 試験^(マ)必ス程限アリ。其試ムル所ノ難易ニ隨ヒ予シメ之レカ程限ヲ命ス或ハ一時間ヲ以テスルアリ或ハ二時間ヲ以テスルアリ其程限ヲ過ル者ハ斥ソケテ取ヲス。

第四条 試験^(マ)必ス別席アリ程限中苟クモ他人ニ接スルヲ許サス苟クモ他席ニ即クヲ許サス

第五条 試験既ニ了レハ必ス又其志サシノ果シテ左ノ件ヲ確守スヘキヤ否ヤヲ問究シ且ツ之レカ誓ヒ書ヲ出サシム。
然ラサレハ即チ之ヲ斥ソク

一、既ニ省務ニ従事スレハ遠地在勤等ヲ以テ苟クモ苦情ヲ陳スルヲ得ス
(当用漢字および句読点は筆者が付けた)。

以上全文を挙げたが、第五条中の「左ノ件」とか「誓ヒ書」の内容までは今のところ知り得ない。しかしこの司法省達しについては、試験状相添えて人選を申し出る順序手続きが明らかでないため、おそらく欠員補充等を必要とする裁判所側からの伺いあるいは問い合わせがあったと思われる、同八年十月八日司法省達第八号を以て、司法省は各裁判所に対して今回の試験方法実施の際の順序を明確に指示している(法令全書第八卷ノ二・一七六九頁)。

「○第八号(十月八日)

其裁判所ニ於テ欠員等有之撰挙申立之節ハ試験方ニ照シ試験状相添可差出旨本年第三号ヲ以相達置候処、右者一先撰挙状差出シ許可ノ上ニテ試験致シ、試験状ヲ以再応指麾^(マ)ヲ乞ヒ候儀ト可相心得此旨更ニ相達候事

とあり、これによると、欠員等が生じ補充人事を必要とする場合、先ず該当事に付いての推薦書を提出して許可を得た上、

試験をし試験答案書を再び提出し、成績順位による人選の指揮を乞う意味と思われる。以上、司法省は明治八年代、すでに司法官任用につき、その適格性を審査するための基準を試験方法(筆記試験と口述試験)に求めていたことが判る。ところで、明治八(一八七五)年から同九(一八七六)年は、司法制度にも地方行政制度にも重要な改革がなされている。本稿の理解の便宜のためにも、つぎにそれらを概観しておきたい。

(6) 慶応四年から明治十年迄、司法省の前身刑法事務局以降の職員録を菊山正明教授が著書「明治国家の形成と司法制度」(御茶の水書房・一九九三年刊)の中で、巻末に「明治司法制度史関係資料」として、収めておられる。別に「明治司法年表」として、当時の裁判所沿革図も併せて、いずれも丹念にしかも便利よく作製しておられる。筆者も多くの点で本書に負っている。なお「判事」の官名は、すでに慶応四(一八六八)年||明治元年、刑法事務局の中に見えているが、本稿では一応、検討の便宜上、明治四年の司法省設置以後の司法官の任用・育成を考察の対象とするので、それに合わせて、対象とする年代の上限を明治五年に画した。大方の御了解を得たいと思う。

(7) 石井良助「明治文化史 2 法制編」(洋々社)・昭和二十九年刊・二二五頁参照

(8) 石井・前掲二一八頁

(9) 石井・前掲二一四頁

(10) 石井教授によれば、府県聴訟課の官員は司法省官員に命じ換えられた、と述べておられるが(石井・前掲二一八頁)、官員にはこのような場合転任拒否ができなかったのかという疑問が生じる。というのはそれより数年後の明治九年に、府県裁判所が地方裁判所に改置された際、筆者が調査していた中国諸県の聴訟課官員で、司法省に転任しなかった県七等出仕の兼任判事や兼任判事補の事例―島根県の場合―が見られたからである。

(11) 法令全書・第五卷ノ二・明治五年・一三四七頁。

(12) 法令全書・第六卷ノ二・明治六年・一七六一頁。

(13) 法令全書・第八卷ノ二・明治八年・一七六七頁。なお「司法沿革誌」は明治八年一月の記事として「是月本省官員撰挙試験規則ヲ定ム」とある(二七頁)。

三 明治八(一八七五)年・同九年の司法改革と内政改革

明治八年、司法制度上、特筆すべきは大審院⁽¹⁴⁾・⁽¹⁵⁾上等裁判所・府県裁判所の職制および章程が定められたことである。しかし問題が残された。それは府県裁判所といっても明治五年の司法職務定制後に設置された府県裁判所がそのまま明治八年五月の新制度たる府県裁判所に移行されたに過ぎず、それも明治八年当時三府五十九県中で、府県裁判所は三府十二県しか設置されていなかったのである。⁽¹⁶⁾すなわち裁判権は、この時期、大半の諸県では、地方官が握っていたし、この事態は、地方官による判事兼任の形ではあつても――つまり行政権と司法権との原理的区分の承認を前提とした上で、あえて地方行政官による裁判権の兼任という便法を用いざるを得なかつたとしても、――依然として変らず、地方官による裁判権行使がそのまま容認されていた。これらの問題点に対する周到明快な考察は、すでに菊山教授によりなされており⁽¹⁷⁾筆者も本書に負うところが大きい。もつとも筆者もこの時期の裁判状況には別の角度から興味を持ち、調査を進めてきたので、⁽¹⁸⁾幾分か補なうことができるのではないかと思つている。いずれにせよ、当時の政府は、財政面の負担などから全国的一挙にわたる府県裁判所設置には消極的であつたと思われる。その結果、当時の裁判所なき諸県の地方官(県令以下参事)の間から太政官政府あてに府県裁判所設置の建白書や上申書が提出されているが、⁽¹⁹⁾この上申書の中では改善の方策を提言している点が注目される。それは現在諸県の聴訟課を仮りに裁判所と定め、隣接裁判所の判事を分駐させ、それに付屬して

諸県聴訟課判任官を配置する。即ち聴訟課判任官を裁判所に任命換えさせるといふものである。⁽²⁰⁾この提案はやがて明治九年の初頭から漸次、修正を受けつつも一部実現していくが、最終的には九年後半における、諸県の統廃合の結果、県数がほぼ半減したのち、府県裁判所を地方裁判所に改置する事により漸く裁判所制度が全国に確立するがこれらの点は後に触れる。

ところで、明治八年十一月三〇日、太政官達第二〇三号により県治条例が廃止され、代わつて府県職制章程(府県職制・府県事務章程から成る)が定められた。これは府県を統一的に地方行政区画として定める必要があつたからとされている。その結果、県庁事務機構は以下の六課すなわち庶務・勸業・租税・警保・学務・出納に分かれ、県治条例が定めていた聴訟課という裁判事務課は消滅し、府知事県令の権限から裁判権は原理的に否定された形となっている。しかし依然として全国諸県のうちで裁判所なき県が多かつたところから、府県職制末条には「令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ、裁判事務取扱従前ノ定規ニヨルヘシ」と定められた。このようにして裁判所なき県では、県治機構から聴訟課が抹消されていながら、裁判事務取扱いは「従前ノ定規」により行ふべきこととされたのである。これら裁判所未設の諸県から司法省に対し、明治八年から同九年前半の間に、多くの伺いが出され、その都度、司法省から指令を以て対応している。本稿ではこれらすべての司法省指令(諸県伺い)の内容の検討に付いては別稿に譲りたい。ただこの問題に関する司法省の方針・姿勢が当初の否定的対応から肯定的なそれに変化していることに注意する意味から、三重県・岩手県・広島県伺いと各指令を紹介した後、司法省伺書後の豊岡県・広島県伺と各指令のみを参考までに眺めておくことにしたい(以下に紹介するのは司法省日誌所収の伺いと指令であるが、その際本稿が利用しえたのは、橘書院一九八三年発行の復刻版であり、巻数・頁数は同書のものであることをあらかじめお断りしておく)。

まず最初に紹介するのは岩手県伺(明治八年六月十五日)である。これを紹介するならば、府県裁判所未設の県したがっ

て地方官判事兼任の県では、民刑事に関する往復文書・人民の願稟する文書に署名の場合、岩手県裁判所長と記載してよいか、との伺に対し、同年十月四日の司法省指令は、某県何等判事と認めるべきとしている。すなわち府県裁判所なき県では、民刑事裁判に関する文書についても某県裁判所（長）と公稱することを、この時期、司法省は未だ認めていない。

「〔岩手県伺〕 八年六月十五日

今般判事兼任被仰付候テハ民刑事ニ関スル各所ノ往復及ヒ人民ノ願稟スル文書署名ノ儀ハ岩手県裁判所長ト認メ可然哉此段相伺候也。

指令

某県何等判事ト相認可申事

（司法省日誌明治八年第八十二号。第十三卷二六二頁—文中の当用漢字は筆者の手に依る）。しかしつぎの三重県伺（八年七月二十八日）に対して、司法省は異なった指令（十月九日付）を発している。この時期県治条例はまだ廃止されていないことに注意を要する。三重県伺は以下の様な内容である。本年第九十三号公布控訴上告規則中、府県裁判所云々があるが、右は裁判所未設ノ各県ではその県庁を以て裁判所とみなし、裁判関係の事に付いては其庁を指し、何県裁判所と公稱して良いか。且つ地方の聴訟課は即ち民刑事務を処理するのであるから、右課名は更に裁判課と改稱すべきであるか。県令参事が判事兼任命ぜられた以上、聴訟課の大中属（官）は更に判事補に任ずべき筈であるか（以下略）、これらに対する司法省指令は各条共同いの通りであった。

「三重県伺」八年七月二十八日

本年第九十三号公布控訴上告規則中府県裁判所云々ト有之、右ハ裁判所未タ設置セラレサルノ県々ニ於テハ其県庁ヲ以テ裁判所ト看做シ、裁判関涉ノ事ニ付テハ其庁ヲ指シ何県裁判所ト公稱致シ可然哉且(ツ)地方ノ聴訟課ハ即チ民事務ヲ料理致シ候事ニ付、右課名ハ更ニ裁判課ト改稱可致儀ニ候哉。

県令參事判事兼任被命候上ハ聴訟課ノ大中属ハ更ニ判事補ニ任スヘキノ筈ニ候哉。

行政上ニ於テ管下ノ人民不服有之節、判事ノ名宛ニテ其県庁ノ判裁ヲ請フト雖モ県令判事素同一人ニ付、右様ノ節ハ直ニ其所管、上等ナル裁判所ニ出訴為致可然儀ニ候哉。此段奉伺候也

これに対する指令が明治八年十月九日付で「各条共同ノ通」として發せられている(司法省日誌明治八年第八十三号。第十三卷三六四頁)(伺本文中の当用漢字、句読点、振り仮名は筆者の手に依る)。以上の三重県伺と司法省指令に依る限り、三重県では右指令以後、三重県裁判所と公稱し、聴訟課を裁判課と改めるほか、担当課員中の属官を判事補に任じ裁判事務を処理していたと考えざるを得ない。しかしこの事は、実はこの時期異例に属していたと思われる。何故ならば右に見てきたように明治八年十一月三十日の府県職制章程制定による県治条例の廃止後、聴訟課が県治機構から無くなつて以後、裁判所未設の各県からの伺いに対して、司法省は岩手県伺いに対するのと同じ趣旨の指令を出し、某県裁判所の公稱を許していなかったからである。その例を明治八年十二月二十日広島県伺いに見ることにする。広島県からの伺いの内容は凡そ以下の如くである。本年第二百三号を以て県治条例を廃し府県職制御頒布に成り、属史生の職を分けて更に六課を置かれ、聴訟課目廢されたと言つても、判事を兼任した諸県では裁判事務取扱ひ従前の定規によるべしとあるに付き、

民刑係属官等は迄の通り据置き、事務取扱わせるのは勿論と心得ているが、課目（課名＝筆者）を以て人民に下付してきた召喚状又は裁判帖などに記載する名目は如何に心得てよいか伺いたい、というもので、これに対して司法省からは翌九年一月十八日付で、追つて達する迄召喚状裁判申渡共、某県何等判事何某と認めるべきこと、と指令している。

「〔広島県伺〕八年十二月廿日

本年第二百三三号ヲ以県治条例ヲ廢シ府県職制御頒布ニ相成、属央生ノ職務ヲ分テ更ニ六課ヲ被置、聴訟課目被廢ト雖トモ判事ヲ兼任シタル諸県ハ裁判事務取扱従前ノ定規ニヨルヘシト有之ニ付、民刑係属官等は迄ノ通据置事務為取扱候ハ勿論ト相心得候ヘトモ課目ヲ以テ人民ニ下付致シ来ル召喚状又ハ裁判帖等ニ記載スル名目ハ如何可相心得哉相伺候也」

（二月十八日）指令

追テ相達候迄召喚状裁判申渡共某県何等判事何某ト相認可申事

（司法省日誌明治九年第六号・第十四卷二八一頁）《何本文中の当用漢字・句読点は筆者》。しかし司法省の指令内容は明治九年二月四日以降変更されることに成る。その契機は広島県が司法省に提出した伺いの日付と同一の日付（明治八年十二月二十日）で司法省が太政官に宛てて差出したと思われる「伺書」に対する九年二月四日「伺ノ通」という指令を得たことによると推測されそうである。以下司法省の伺書を見よう。今般府県職制章程御改正に付いては追々裁判上取扱ひの件で各県より伺い出る向きもあり、右は伺面御経費に係わる点を除いて一切当省見込を以てその都度指令に及んでしかるべきと存するが、念の為此段伺う。至急御差函相成りたい、というものである。右の中で、各県の伺内容が裁判経費に関するものを除くとあるのは、裁判経費の国費負担を要求する伺いに対しては司法省の権限を超えている旨の回答を考えて

いたのであろうか。いずれにせよそれ以外で裁判上の取扱いに關しては「一切当省見込ヲ以」てとあるから、伺書提出の当時、八年十二月二十日段階ではすでに以前の岩手県・広島県への指令と三重県への指令との間の齟齬も考慮されていたことであろうし、聴訟課に代わる裁判機関名として、そして又司法省設置の府県裁判所（当時の府県裁判所は地名に府又は県を付けない裁判所名、例えば東京府裁判所・神奈川県裁判所と言わず東京裁判所・神奈川県裁判所といった）とは區別する意味で三重県方式（三重県裁判所）の公称化を図ることを考えたとの推測が許されないだろうか。

「二月四日

〔伺書〕 八年十二月二十日

今般府県職制章程御改正ニ付テハ追々裁判上取扱ノ儀各県ヨリ伺出候向モ有之。右ハ伺面御経費ニ係ルヲ除クノ外ハ一切当省見込ヲ以其都度指令ニ及可然ト存候へ共、為念此段相伺候。至急御差函相成度候也。

御指令 伺ノ通

」

（司法省日誌明治九年第十三号・第十四卷四〇五頁（伺書本文中の当用漢字・句読点は筆者）。そして司法省は明治九年二月四日以後、各県よりの前述裁判取扱い上裁判所名等に関する伺いに対して一貫した方針で臨んでいくことになる。本稿では先きに述べたようにこれら各県からの伺い指令を網羅する余裕はなく、豊岡県伺、広島県伺のみを紹介するに過ぎない（筆者が調査した限りでは、明治九年二月四日を含めて以後福島県、豊岡県、若松県、敦賀県、岡山県、磐前県、広島県、島根県、三重県等から同旨の伺いが出され、同一の指令が発せられていることを確認している）。

この内、まず明治九年一月八日豊岡県伺いとそれに対する同年二月十四日司法省指令を見る。昨明治八年十一月太政官

第二百三二号を以て県治条例御廃止と相成り、更に府県職制並事務章程御発行と成るところ、右職制中令或いは参事の判事を兼任している諸県では裁判事務取扱ひ従前の定規によるべきとある。それでは聴訟課の呼稱は御廃止と心得て、右事務取扱所を裁判事務所と改稱してよいか、という伺いに對し、伺の趣、裁判上に付いては某県裁判所と稱すべきこと、という指令を出し、⁽²¹⁾先きの岩手県、広島県伺いに対するのとは明確に異なつた方針・態度で臨んでいる点を注目すべきであろう。

「(二月十四日指令)

〔豊岡県伺〕 九年一月八日

昨明治八年十一月太政官第二百三三号ヲ以テ県治条例御廃止相成、更ニ府県職制並事務章程御発行相成候所、右職制中令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ裁判事務取扱従前ノ定規ニ可抛ト有之、然レハ聴訟課ノ稱呼ハ御廃止ト相心得、右事務取扱所ノ唱、裁判事務所ト改稱致可然哉相伺候也

指令

伺ノ趣裁判上ニ付テハ某県裁判所ト稱スヘキ事

(司法省日誌明治九年第十七号ハ第十四卷四九五頁)。以下各県に対する指令が続くが、ここではつぎに広島県の伺と司法省指令を挙げて司法省の方針轉換を確認しておこう。広島県では明治九年三月五日つぎの様な伺いを司法省に差出している。それによれば、明治八年太政官第二百三二号を以て県治条例を廃し、府県職制御頒布になり、聴訟課目廢されたに付き、先きの課目を以て人民に下付する召喚状或は裁判申渡等に記載する名目の件で同年十二月二十日伺つた所、追て達する迄召喚状裁判申渡共某県何等判事何某と認めるべき旨御指令に成るに付き、遠からず何分の御達があると思うが、差

しあたり課局の名目が無くては事務上の差支えが少くないので、当分右名稱はいかが心得てよいかを伺う、というものであった。これに対して司法省は同九年三月十七日の指令において、伺の趣き、裁判上に於ては某県裁判所と稱し、民事刑事の二課に分けて事務取扱いすべく、尤も實際都合により民刑通兼してもよい旨、広島県に出している。先きの指令(一月十八日)からおよそ一ヶ月足らずの間での方針転換ではある。指令の中で「實際都合ニ依リ民刑通兼」とあるのは判任官で例えば民事課専務に任じられていても少数課員の場合、同一人が刑事課兼務に任じられても構わないという意味である。これらの事例は筆者が調査した中国諸県で随所に見られた―例えば鳥取県―。

〔三月十七日指令〕

〔広島県伺〕 九年三月五日

明治八年太政官第二百三号ヲ以県治条例ヲ廢シ府県職制御頒布相成、聴訟課目被廢候ニ付、最前課目ヲ以人民ニ下付スル召喚状或ハ裁判申渡等ニ記載スル名目ノ儀、同年十二月二十日相伺候所、追テ相達候迄召喚状裁判申渡共某県何等判事何某ト相認可申段御指令相成候ニ付テハ不遠何分ノ御達可有之候得共、差向課局ノ名目無之テハ事務上彼是差支ノ廉不少候条、当分右名稱如何相心得可然哉。此段相伺候也

指令

伺ノ趣裁判上ニ於テハ某県裁判所ト稱シ民事刑事ノ二課ニ分ケ事務取扱可申尤實際都合ニ依リ民刑通兼スルモ不苦候事〔司法省日誌明治九年第三十三号《十五卷二七八頁》〕。

参考までに同旨の伺いに対する同旨の指令が同日である三月十七日磐前県に対しても発せられている(九年三月八日伺)。

以上のように裁判所未設県の地方官による府県裁判所設置の要求に対して、財源難に苦悩していた太政官政府そして司法省が、苦肉の策——方便——として示したものが、府県裁判所既設県の裁判所とは似て非なる某県裁判所の公稱化であった。いう迄もなく某県裁判所に配置された官員は県官ばかりであり、かれらを司法省は判事或いは判事補に任命しているに過ぎない。その結果、明治九年二月以後二種類の府県裁判所すなわち司法省設置の某裁判所と司法省指令に基づき某県裁判所とが併存する状態が現出していたと云える。⁽²²⁾この明治八年から九年にかけて、民事出訴件数が激増している。その結果少人数の聴訟課員を以てしては到底処理し得ない状態が生じており、かれらの対応も限界に達していたといえる。⁽²³⁾更に府県裁判所に二種類あるかの如き変則状態では、裁判引いては行政に対する人民の信頼を失いかねないという危機感から明治九年五月十八日、大木喬任司法卿が新しい裁判機構の構想を正院に提示している。⁽²⁴⁾その骨子は、既設の一府県一裁判所体制を固持せず土地により二県或いは三県を合して一裁判所を置くなどにより経費節減を図り、更に全国に裁判所を配置することができるといったもので、これが大久保利通内務卿らの支持を得て、明治九年四月十八日と八月二十一日の府県統廃合という内政改革を経た後、⁽²⁵⁾同年九月十三日漸く府県裁判所制が地方裁判所制度に代替するに至るのである。⁽²⁶⁾あわせて同日、府県職制末条が廃止された。⁽²⁷⁾いずれにせよ、地方裁判所制度に改置される迄の間、府県裁判所未設の各県においては聴訟課に代わり、某県裁判所と改稱し、依然として県官が裁判事務を取扱っていた。たとえば中国地方諸県においては浜田県が明治九年二月二十五日浜田県裁判所と改稱したのを始め、⁽²⁸⁾島根県も同年二月二十九日に島根県裁判所に、⁽²⁹⁾岡山県では同年三月九日に当県本庁聴訟課を岡山県裁判所、笠岡支庁聴訟課を岡山県裁判所支庁と改稱する旨を布達しており、⁽³⁰⁾鳥取県も同年四月七日鳥取県裁判所と改稱している。⁽³¹⁾広島県においても前述の如く司法省指令に基づき広島県裁判所と改稱していたと思われるが、調査にも拘わらず、その様な広島県布達に未だ接していないことを遺憾とする。ただ間接的に

は例えば明治九年五月十八日、番外布達として備後国福山町へ裁判支庁を置き、当時岡山県から移管された備後六郡の民刑事件及び勸解事件を取扱うから、来る六月二日より福山裁判支庁宛訴出るべき旨、広島県令藤井勉三の名で県内に布達されている他、明治九年十二月二六日付で、本月二十五日夜当県庁焼失につき、当分第一大区第七小区寺町淨専寺を以て仮に当県裁判所と定める旨を布達している等から、⁽³²⁾広島県裁判所と稱してていた事はほぼ明らかであろう。これら某県裁判所はあくまで裁判上に関し、そして県内人民宛の各種文書に使用されていたに過ぎず、例えば司法省宛伺い等の際には単に各某県として出していたことに注意すべきである。中国地方諸県中唯一の例外は山口県である。山口県では諸般の事情から明治八年十二月十三日太政官布告第九十三号を以て、鹿児島・高知を含め三県に府県裁判所設置が定められた。⁽³³⁾そして明治九年三月二十七日司法省達第三十五号により、山口裁判所同月二十九日開庁の運びとなっている。⁽³⁴⁾以上の様に明治九年の前半には、府県裁判所未設の諸県においても漸く某県裁判所を公稱することが司法省指令を通じて認められることになった。しかしこの様な状況は先述した如くすでに問題視され、県の統廃合による整理をまっけて、府県裁判所の地方裁判所への改置という形で、ここに初めて全国的統一的な裁判所網が確立することになった。ところで裁判所開庁となると当然そこに配備されるべき要員を必要とする。明治九・十年当時、法律学校も僅かで欧米法の新知識をそなえた卒業生も僅少であったから、当時各県聴訟課配置の判任官等、民事裁判実務を担当し、実務上の知識経験豊富な者が、いわば即戦力として直ちに地方裁判所に任命換えされ、転出していくことになる。したがって次ぎに考察すべきは、各県から何名程度の聴訟課Ⅱ県裁判所配置の判任官達が司法省へ転出して行ったのかなどの点である。実際、明治十年代から二十年代前半にかけて判事検事として民事事件を取扱ってきたのは、これら各県聴訟課から司法省に転出してきた多くの地方官出身であったことは明らかであるが、この時期の司法官の事歴については現在ほとんど知られていない。大津事件で

有名な児島惟謙ほか北島治房などになればその経歴が知られるが例外であろう。筆者は特に明治十年代以降二十年代、どのような人物が司法官層を形成していったのかに若干関心を有していた。明治十七（一八八四）年に初めて判事登用試験規則が制定される迄、どのようにして判事の登用がなされていたのか等についても興味がある。したがって以下では明治十（一八七七）年六月、地方裁判所としての広島裁判所が発足したときの人的構成につき、紙幅の制約上、素描を試みることにしたいと思っている。なお広島裁判所の場合、どのような事情が介在したのか現在まで明らかにはえないが、広島県からの裁判事務引渡し完了し、広島裁判所が開庁するのは明治十年六月十一日であったとされている。⁽³⁵⁾

(14) 前掲「司法沿革誌」明治八年四月十四日の項に「大審院ヲ置キ民事・刑事ノ上告ヲ受ケ上等裁判所以下審判ノ不法ナルモノヲ破毀セシム」とある（二七頁）。

(15) 前掲「司法沿革誌」明治八年五月四日に、大審院職制章程、司法裁判所を廃し、上等裁判所を東京・大阪・長崎・福島の四所に置き、職制章程を定め、そして府県裁判所職制章程を定める。但し裁判所なき県は地方官判事を兼任することなどを定める。

(16) 菊山前掲書二五〇頁。

(17) 菊山前掲書二五〇頁至二六九頁。

(18) 拙稿「明治初年代、府県裁判所異聞(一)——広島県裁判所を中心として——」修道法学二二卷一・二合併号（平成一二年三月発行）（なお以下では拙稿「異聞(一)」として引用する）。

(19) 明治八年六月十二日、福島県令安場保和、浜田県令佐藤信寛を含む十四県の県（権）令、参（権参）事が裁判所設置の上申書を太政大臣三条実美に提出している（上申書については菊山前掲書二五二頁以下参照）。その内容の主要な点を摘記すると、まず裁判所既設県では裁判経費は該県定額外であるのに、裁判所未設の県では裁判経費は該庁の定額内であること、不公平、裁判所未設の県で、裁判経費が少なく、したがって担当官員を多く配置しがたく、裁判事件の増加に対応しえず、いきおい裁判事務の遷延を紹いており、裁判所既設の県に此して人民の不幸が大であることなど、更には行政権と司法権の混交は立憲政治を乱す

ことになるといっている。

(20) 菊山前掲書二五四頁。なおこの上申書に賛同した県令らの氏名については菊山前掲書二五六頁注(5)参照。

(21) この点につき菊山前掲書二五七頁参照。

(22) 菊山前掲書二六三頁。

(23) 拙稿「異聞(一)」筆者が調査した広島地方裁判所蔵の明治七年～同九年の間の民事出訴件数を参考に挙げるならば、明治七年は推定一〇三件、同八年には二六一五件、同九年では三八〇六件を算え、急増化が判る(七〇頁)。

(24) 菊山前掲書二六二頁以下参照。菊山教授はこの間の経緯を多くの史料を駆使して明らかにされており、当時の政府首脳による司法改革の方向性を窺い得る点で示唆に富んでいる。

(25) 明治九年四月十八日太政官布告第五十三号を以て、足柄県以下の十県が廃合並びに管轄替えされており(復刻版法令全書九卷ノ一明治九年・四二頁)、ついで八月二十一日太政官布告第百十二号(前掲法令全書一五二頁)により筑摩県以下十四県も統廃合された。その結果明治四年の三府七十二県はその後整理統合され、明治八年末には三府五十九県となり、九年末には三府三十五県と大幅に整理統合された(内務省史第一卷・昭和四十六年刊・一九九頁以下参照)。明治九年九月十三日太政官布告第百十四号を以て、府県裁判所を改置して地方裁判所とする。

(26) 太政官布告第百十四号(法令全書第九卷ノ一・一五四頁)。

(27) 太政官達第八九号(法令全書第九卷ノ一・三四七頁)。

(28) 浜田県布達明治九年第四三号により、改稱と共に民刑二課と庶務掛の設置を管下に布達している(島根県太田市立図書館蔵「自明治九年至同十二年裁判警察御布令」所収)

(29) 島根県甲方六六号達。なお島根県裁判所については拙稿「島根県裁判所民事課事務節目」(修道法学第十卷第一号一八三頁以下参照)。

(30) 岡山県明治九年甲第三三号布達(広島県立文書館寄託文書「山野村文庫」所収)へ自明治八年十二月至同九年四月、御普告、小十九区事務処」と黒書された文書参照。なお岡山県立図書館も当時の県布達集を所蔵しており、筆者もそれを調査させて頂いたことがある。

(31) 鳥取県史料・七・制度部所収。

(32) これらの両布達とも(30)と同じく広島県立文書館寄託文書中「自明治九年一月至十二月本県布令、拾弍小区事務所」と墨書された白表紙に編綴された文書を参照。

(33) 法令全書明治8年・八巻ノ一・四四六頁。これら三県への府県裁判所設置を要求したのは、大久保利通内務卿であり、太政大臣三条実美宛に意見書を十二月二日に上申し、それが容認されている。この間の事情の詳細に付き菊山前掲書二五八頁以下参照。

(34) 法令全書明治9年・九巻ノ二・一三八三頁。

(35) 明治九(一八六七)年司法省達丙第十一号(六月七日)で大審院・上級裁判所・地方裁判所・府県宛に「広島裁判所ノ儀是迄山口出張所ニ於テ事務取扱来候処、本月十一日開庁候上為心得此旨相達候事」と達しが出されている。なお明治九年九月十三日には府県裁判所を廢し、二十三地方裁判所が設置されることになった際、岩国裁判所が広島・山口両県を管轄する事に成つていたが(司法省編纂・司法沿革誌三五頁)、十一月八日には岩国裁判所を広島に移し広島裁判所と稱する事と、広島裁判所管内に山口支庁及び広島・山口・萩・赤間関、岩国、尾道、三次の七区裁判所を置くことが定められた(司法沿革誌三八頁)。

四 明治十(一八七七)年広島裁判所の発足と人的構成

本稿では、まず広島裁判所発足当時、広島県元聴訟課＝広島県裁判所配置の職員のうち、どのような人達が何名ほど広島裁判所に転任したか、につき官員履歴を通して明らかにしようと思う。紙幅の制約上、明治五年広島県庁に聴訟課設置当初からの詳細な検討は別稿に譲り、差しあたり、明治八年以後に聴訟課へ配置され、明治九年、広島県裁判所に兼補とされ、明治十年六月に司法省へ転出した人達を中心に見ていくことにする。明治十年広島裁判所発足当時、すでに判事となっていた横地安信(広島県七等出仕兼任七等判事)については天保九(一八三八)年七月生、浜松県土族・元静岡藩士

で敦賀県大属から広島県に七等出仕として転出といふ程度の紹介に止め、以下では広島県の官員履歴の内、明治八年より同十年十二月までの分から聴訟課配置職員を抽出し、各職員の官歴等を簡単に紹介する。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

① 菊池重威(敦賀県士族・前敦賀県権中属)、弘化二(一八四五)年二月生ル、明治八年六月二十三日、任広島県権中属、六月二三日聴訟課中聴訟係専務申付、しかし九月十三日聴訟係専務差免、同日聴訟課中斷獄係専務申付、同九年二月廿二日任県中属、同十年一月二十五日任県四等属、同年六月十二日司法省十一等出仕に遷る、とある。

② 山田熊雄(広島県士族・同県権中属)、弘化四(一八四七)年正月生ル。明治八年三月二十日権中属、同年十一月十九日聴訟課長差免(明治六年十二月廿二日聴訟課長とある)、明治八年十一月十九日聴訟課中民事係専務申付、明治九年五月二十八日福山支庁在勤申付、明治十年一月二十五日任県四等属、同年六月二十五日依願免本官並兼官。

③ 日置貫(広島県士族) 文政九(一八二六)年九月生ル。明治九年四月二十九日補県十一等出仕、同年五月十一日兼任四級判事補、五月二十五日福山支庁在勤申付、同十年一月二十五日任県六等属、同年六月三十日依願免本官。

④ 川北祐利(滋賀県士族・敦賀県少属) 弘化三(一八四六)年八月生ル。明治九年九月七日任広島県少属、九月七日兼補広島県裁判所十二等出仕、同日刑事課専務兼民事課申付、明治十年一月二十五日任県七等属、同年六月十三日司法省十四等出仕に遷ル。

⑤ 粕屋萬尋(敦賀県士族・敦賀県史生) 弘化元(一八四四)年八月生ル。明治八年五月十九日任広島県史生、同日庶務課中進達記録係専務申付、同年六月四日任県権少属、同日聴訟課中聴訟係専務申付、同年十二月二十八日任県少属、同九年五月二十八日福山支庁へ在勤申付、九月七日兼補広島県裁判所十二等出仕、同十年一月二十五日任県七等属、同年三月十三日福山裁判支庁在勤申付、同日同上支庁刑事課長民事兼務申付、同年六月十三日司法省十四等出仕に遷

ル。

⑥ 松野節夫（広島県士族・同県十四等出仕）弘化四（一八四七）年八月生ル。明治八（一八七五）年五月十二日聴訟課中聴訟係専務申付、同九年二月二十三日補県十三等出仕、同年九月七日任県権少属、同日兼補広島県裁判所十三等出仕、同十年一月二十五日任県八等属、同年六月十二日司法省十五等出仕二遷ル。

⑦ 熊野巖（広島県士族・同県十四等出仕）天保四（一八三三）年十月生ル。明治八年五月十二日聴訟課中斷獄係専務申付、同九年二月十三日補県十三等出仕、同年九月七日任県権少属、同日兼補広島県裁判所十三等出仕、同十年一月二十五日任県八等属、同年六月十二日司法省十六等出仕二遷ル。

⑧ 竹内丈太郎（広島県士族・同県十四等出仕）天保十二（一八四一）年六月生ル。明治八年五月十一日聴訟課中斷刑係専務申付、同九年四月十四日補県十三等出仕、同年九月七日任県権少属、同日兼補広島県裁判所十三等出仕、同十年一月二十五日任県八等属、同年六月十二日司法省十六等出仕二遷ル。

⑨ 小島範一郎（広島県士族・同県等外一等）嘉永五（一八五二）年三月生ル。明治八年四月二十七日補県十五等出仕、同年五月十二日聴訟課中聴訟係専務申付、同九年四月十四日補兼十四等出仕、同年九月七日任県史生、同日兼補広島県裁判所十四等出仕、同十年一月二十五日任県九等属、同年六月十二日司法省十六等出仕二遷ル。

⑩ 日比豪（広島県士族・同県等外一等）嘉永五（一八五二）年六月生ル。明治九年七月八日補県十五等出仕、同年九月七日兼補広島県裁判所十五等出仕、同十年一月二十五日任県十等属、同年六月十二日司法省十七等出仕二遷ル。

⑪ 中村高政（茨城県下平民）天保十（一八三九）年二月生ル。明治九年九月七日補県十五等出仕、同日民事課専務申付、同日兼補広島県裁判所十五等出仕、同十年一月二十五日任県十等属、同年六月十二日司法省十七等出仕二遷ル。

⑫ 脇屋雄六(敦賀県平民) 生年月無記載。明治九年三月二日補県十五等出仕、同年九月七日兼補広島県裁判所十五等出仕、同十年一月二十五日任県十等属、同年六月十六日司法省十七等出仕ニ遷ル。以上十二名の広島県裁判所配置職員の官歴を大略見てきた。かれらの多くが広島県出身であるが、その中でも②の山田、⑥の松野、⑦の熊野、⑧の竹内の四人は明治四年七月の廢藩置県直後の旧広島県政時代から刑律断獄掛に配属されていた。⁽³⁸⁾

なお聴訟課職員の中に途中で依願免本官として広島県を去り、別のルートから司法省へ転出した人もいれば、司法省へ転出せず広島県職員に留まった人もいる。例えば明治九年四月二十二日付で兼任三級判事補となった三人、前出①の菊池、②の山田の他に長崎県士族で広島県中属であった馬渡俊猷(嘉永三(一八五〇)年七月生)そして兼任四級判事補となつた二人のうち一人は前出③の日置であるが(但し同九年五月十八日兼任)、他の一人、和歌山県平民・広島県権中属であつた一色小十郎(天保十二(一八四二)年十一月生)の二人について見ると前者の馬渡は、兼任判事補も含めて同年六月二十五日付免官となつている。⁽³⁹⁾一色小十郎については例えば明治十四年の広島県官員履歴を見ると四等警部となつている。なお前出の⑨の小島範一郎も再び広島県に復帰し、警部となつている事が同十四年の前記官員履歴中で明らかである。以上の如く、明治十年六月には県聴訟課Ⅱ県裁判所配置の大半が司法省に転任したことが明らかである。ただ前出②の山田熊雄は行動を別にし、明治十年中に大坂裁判所の判事補として名を連ねており、馬渡俊猷も同じく神戸裁判所の判事補となつている。⁽⁴⁰⁾ところでこの時期、広島裁判所発足当初には、前年である明治九年三月、先きに府県裁判所として設置開庁された山口裁判所に配置されていた構成員が、地方裁判所改置により広島裁判所の構成員ともなつている。ここではそれらの考察に割く紙数が切れたため詳細は他日に譲らざるを得ない。ただ前述したように、山口裁判所には四等判事岩村通俊と七等判事筧元忠の二人が在勤を仰せつけられ、岩村が同所々長に任命されていたこと(司法省日誌明治九年第十一号

所収・一月二十五日付〔達書〕参照)、その後同年二月四日には一級判事補山崎萬幹、二級判事補海野勲、裁判所少属吉田俊忠三名が山口裁判所を勤を申付けられている(司法省日誌明治九年第十三号所収)ほか、同年二月十五日〔達書〕で十五等出仕志村亮平が同裁判所に在勤申付けられる(今日誌明治九年第十七号所収)など散発的に任命されているが、同裁判所開庁直前即ち山口県聴訟課廃止直前の三月二十七日に山口県大属進十六が任一級判事補となり(日誌明治九年第三十九号所収)、つづいて三月二十八日には山口県十等出仕佐藤良輔が三級判事補に任命されたのを筆頭に以下十九名が山口裁判所に転出している。⁽⁴¹⁾これらの山口裁判所在勤者が、明治十年には所長判事らを除き、ほぼ全員、改置後の広島裁判所に配置されることになる。明治十年十月三十一日調の広島裁判所の構成は以下のようである。判事であり同所々長は鳥居断三であり、判事には山本昌行、横地安信、進十六の名が見られる。判事補は山崎萬幹以下二〇名、その内広島県聴訟課Ⅱ広島県裁判所からの転任者では、前出①の菊池重威、④の川北祐利、⑤の粕屋萬尋、⑥の松野節夫が挙げられる。以下広島裁判所配属の九等出仕一名、十四等出仕二名、そして十六等出仕五名の中に前出⑦熊野巖、⑧竹内丈太郎、⑨小島範一郎がいる。十等属二名、十七等出仕十六名がおり、その中に広島県裁判所出身者として、前出⑩の日比豪、⑪の中村高政、⑫の脇屋雄六の三人が入っている。

以上で広島裁判所発足当時、判事四名、判事補二十名の二十四名、これに司法省出仕官として転出し、同裁判所に配属された二十六名を加えると総計五十名という、各県聴訟課当時に此すれば相当の人数という事になりそうであるが、先きに見た如く、管内には七区裁判所が本庁と支庁の他に開設される上、民事々件は先きに触れたように増加の一途を辿っていたから、必ずしも手厚い人数とは云えなかつたように思われる。

- (36) 拙稿前掲「異聞」六九頁参照。
- (37) 「広島県史料十八」へ明治八年ヨリ明治十年十二月ニ盡・官員履歴・広島県(当用漢字は筆者)所収。
- (38) 「広島県史料二十」所収のへ明治八年ニ及ぶへ立庁以来官員任解進退辞令書(当用漢字は筆者)。
- (39) 兼任判事補に任じたことを史官宛に届出た年月日は不詳であるが、馬渡を含む四人(服部殷時、増原収作、武井群司と馬渡)の免官届が、明治九年七月十日付で広島県より史官宛に届け出がなされている。(「公文録」中、明治九年府県判任官任解録九参照)。
- (40) 寺岡寿一編「明治初期の官員録・職員録」第三卷・寺岡書洞。昭和五十二年刊(「明治初期歴史文献資料集第一集」所収)。
- (41) 前出司法省日誌明治九年第三十九号所収(十五卷三〇一頁)の官等氏名を挙げると

任三級判事補	山口県十等出仕	佐藤良輔	補十二等出仕	山口県權少屬	早川貞祐
同	同	松原佐久	補十四等出仕	山口県十四等出仕	雨宮克
補十等出仕		池上三郎	同	同	鈴木圓平
任四級判事補	山口県權中屬	末國一平	補十五等出仕	山口県々々掌	三宅俊彦
同	山口県十一等出仕	藤井延三	同	山口県十五等出仕	土屋素三
補十一等出仕	山口県少屬	市口吉亨	同	同	河野忠三
同	同	高野薫	同	同	小助川光顯
同	同	原田豊	同	同	山中靜逸
同	同	佐々木綱一	同	同	門田翠
補十二等出仕	山口県十二等出仕	杉田行業	(当用漢字は筆者)		

五 小 括

後年である明治十七（一八八四）年十二月二十六日に太政官第百一号達で判事登用規則が定められた（官報第四五一号）。ここに初めて本格的に判事登用に関する規則が登場する。前十条から成り、第一条では「判事ニ登用スルハ法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ルヘシ」（当用漢字は筆者）とあるが第九条には例外規定があり、「左ニ掲ケル者ハ試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス補欠ノ為メ直チニ判事ニ任スルコトアルヘシ」とあり、全三号中の第一号には「判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者」とある。明治十七年から五年以上逆算するならば、広島裁判所に明治十年頃、転任してきた地方官出身の判事補等が多数居たことから推測して、明治十七年以前に判事となった人々は、五年以上謹んで勤めていた場合、その学識経験により無試験で判事となっていたと推測できそうである。しかし上記のような判事登用という、いわば「明」の部分の反面、注目すべき制度が同じ年の明治十七年一月四日の太政官達第三号に登場している。「官吏非職条例⁽⁴²⁾」がそれである。司法官を含む全官吏に直屬長官が非職を命じることができ（第一条）、非職を命じられた官吏職員は官位はそのまま職務に従事しなくともよく（二条）、三年間で復職命令等が出なければ「非職満期」として免官となる（四条）などを定めており、非職を命じられた多くの司法官も官報を通して明らかである。当時の司法官の地位の不安定さはそればかりではない。更に後年の明治二十六（一八九三）年から同三十二（一八九九）年の間に数多くの判事が順次退職を命じられていることが楠精一郎教授による円念な調査により明らかとなっている⁽⁴³⁾。そしてその中に広島県・山口県の聴訟課から司法省に転出し、後年判事となった人々の氏名が見いだされるが、本稿では最早やこれ以上立ち入る紙数がない。他日それらに言及したいと思っている。

(42) 本条例は、その後追加修正を経た後、明治三十二(一八九九)年三月二十七日勅令第六十二号「文官分限令」(明治年間法令全書明治三十二年の3・七一頁)の制定により廃止された

(43) 楠精一郎「明治立憲制と司法官」平成元年・應通信刊行。本書ではこれら退職判事の退職命令年月日、氏名等が克明に挙げられている(八〇頁(6)および二五七頁(7)の注参照)。このような事実の背景を知る上で貴重な史料としては明治三十一年八月六日と七日の「裁判官の淘汰」(復刻版「日本」二十九卷(三二〇五号・三二〇七号)へゆまたに書房、一九八九年刊V参照)。